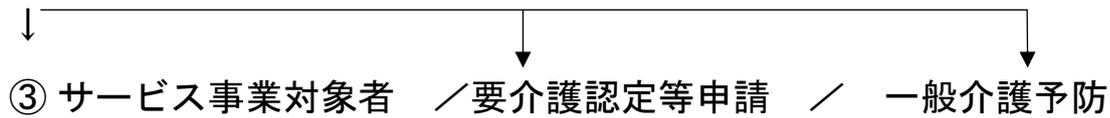
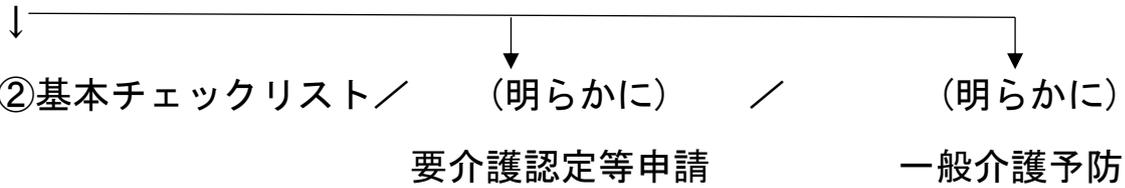


サービス事業利用までの流れ

① 相談



↓ (要支援 1・2)

④ 介護予防ケアマネジメント依頼書提出 (対象者⇒市) (様式第1号)

↓ 実施した基本チェックリストを一緒に提出してください

⑤ 名簿登録・被保険者証発行

「事業対象者」が従来の要介護区分に印字されます。
認定年月日には基本チェックリスト実施日が印字されます。

⑥ 介護予防ケアマネジメント実施

(アセスメント、ケアプランの作成、サービス担当者会議等)

実施したいサービスの利用申請書 (様式第2号) を提出ください。

市からサービス利用決定通知書 (様式第3号) (利用者・事業所宛) を送付します。

⑦ ケアプラン交付

⑧ サービス事業利用 (利用料の支払い等)

サービス利用変更届 (様式第5号) の申し出に従い、(様式第6号) にて通知します。

⑨ モニタリング

⑩ 給付管理票作成・国保連合会送付

市へ実施状況報告書 (様式第7号) を提出ください。